

航 空 自 衛 隊 仕 様 書				
仕様書の 種 類	内容による分類	装 備 品 等 仕 様 書		
	性質による分類	個 別 仕 様 書		
物品番号			仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	<u>ディーゼルエンジンオイル</u>		大滝根山LPS-P91011	
			承 認	令和 8年 6月15日
			作 成	令和 8年 6月15日
			改 正	令和 年 月 日
				令和 年 月 日
		作成部 隊等名	第27警戒隊	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊中部航空警戒管制団第27警戒隊において使用するディーゼルエンジンオイルについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2による。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

C&LPS-P68077-1 ディーゼルエンジンオイル

b) 法令等

産業標準化法（昭和24年法律第185号）

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

1.4 納入場所

福島県双葉郡川内村大字上川内花の内6

航空自衛隊 大滝根山分屯基地（別図参照）

1.5 納入期限

納入期限は、調達要領指定書に示すとおりとする。

品名又は件名	ディーゼルエンジンオイル
--------	--------------

2 製品に関する要求

製品の規格は、C & L P S - P 6 8 0 7 7 - 1 の 1.3 に規定されたディーゼルエンジンオイルとし、調達する種類は調達要領指定書に示すとおりとする。

3 品質保証

品質保証は、C & L P S - P 6 8 0 7 7 - 1 の 3.1 によるものとする。

4 納入条件

- a) 当該製品の納入については、200Lドラム詰による納入とする。
- b) 納入時に使用するドラム缶の仕様等については、商慣習とする。

5 監督・検査

検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 その他の指示

6.1 秘密保全

- a) 契約相手方は、基地内において本役務で必要な場所以外への立入りは行わないほか細部は監督官の指示に従うものとする。
- b) 契約相手方は、基地内で知り得た情報について第三者に漏らしてはならない。
- c) 契約相手方はパソコン等により役務に関連するデータを扱う場合、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用し、情報漏洩に万全を期するものとする。

6.2 その他必要な事項

この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については契約の相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合は、契約担当官と調整のうえ指示を受けるものとする。

品名又は件名

ディーゼルエンジンオイル

別図



調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	30005
	調達要求年月日	令和8年6月19日
	作 成 部 課	第27警戒隊
	作 成 年 月 日	令和8年6月19日
品 名	ディーゼルエンジンオイル	
仕様書番号	大滝根山L P S - P 9 1 0 1 1	

指定事項：1.5 納入期限， 2 製品に関する要求

1.5 納入期限

令和8年7月31日

2 製品に関する要求

項目 番号	品名	API サービス分類	SAE 粘度分類
1	ディーゼルエンジンオイル (10W-30)	C F - 4 級	10W-30
2	ディーゼルエンジンオイル (15W-40)	C F - 4 級	15W-40

航 空 自 衛 隊 仕 様 書					
仕様書の 種類	内容による分類	装 備 品 等 仕 様 書			
	性質による分類	個 別 仕 様 書			
物品番号				仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	ディーゼルエンジンオイル -----	C & L P S - P 6 8 0 7 7 - 1			
		大臣承認	平成 年 月 日		
		作成	昭和 2 5 年 4 月 5 日		
		改正	平成 2 9 年 3 月 9 日		
			平成 年 月 日		
		作成部隊等名	補 給 本 部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊において車両等のディーゼルエンジンに使用するディーゼルエンジンオイルについて適用する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C & L P S - Y 0 0 0 0 7 の 1.2 によるほか、次による。

1.2.1

自隊ドラム

防衛省から差し出されるドラムのことをいう。

1.2.2

新ドラム

契約の相手方が準備する新品のドラムのことをいう。

1.3 種類

種類は、A P I , J A S O M 3 5 5 及び S A E に基づき、表 1 によるものとし、調達する種類は、調達要領指定書で指定する。

表 1 - 種類

A P I サービス分類	J A S O 種類	S A E 粘度分類	納入 単位	納入区分	物品番号
C D 級 C E 級 C F 級 C F - 4 級	—	1 0 W - 3 0	2 0 L	ペール缶	9 1 5 0 - 2 8 2 - 7 4 8 0 - 5
			2 0 0 L	ドラム缶	9 1 5 0 - 4 1 9 - 0 8 7 7 - 5
	—	1 5 W - 4 0	2 0 L	ペール缶	9 1 5 0 - 2 8 2 - 7 4 4 6 - 5
			2 0 0 L	ドラム缶	9 1 5 0 - 4 1 9 - 0 8 7 5 - 5

品名	ディーゼルエンジンオイル
----	--------------

表１－種類（続き）

API サービス分類	JASO 種類	SAE 粘度分類	納入 単位	納入区分	物品番号
CD級 CE級 CF級 CF-4級	—	10W	20L	ペール缶	9150-282-7479-5
			200L	ドラム缶	9150-003-8268-5
	—	30	20L	ペール缶	9150-282-7478-5
			200L	ドラム缶	9150-007-5819-5
	—	40	20L	ペール缶	9150-282-7477-5
			200L	ドラム缶	9150-007-5820-5
—	DH-2	10W-30	20L	ペール缶	—
			200L	ドラム缶	9150-427-7431-5

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称、1.3の表１に示すAPIサービス分類又はJASO種類、SAE粘度分類及び納入単位とし、例１又は例２による。ただし、APIサービス分類を限定しない場合は例３による。

例１ ディーゼルエンジンオイル，CF級，10W-30，200L

例２ ディーゼルエンジンオイル，DH-2，10W-30，200L

例３ ディーゼルエンジンオイル，CD級以上，10W-30，200L

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 規格

JIS Z 1601 鋼製タイトヘッドドラム
JIS Z 1620 鋼製ペール
JASO M 355 自動車用ディーゼル機関潤滑油
NDS Z 0001 包装の総則
API American Petroleum Institute
SAE Society of Automotive Engineers

b) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

c) 法令等

消防法（昭和23年法律第186号）
船舶安全法（昭和8年法律第11号）
危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）
危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）

品 名	ディーゼルエンジンオイル
-----	--------------

2 製品に関する要求

品質は、1.3 の表1に示すAPIサービス分類又はJASO種類及びSAE粘度分類による。

なお、APIサービス分類又はJASO種類及びSAE粘度分類は製造会社の証明による。

3 品質保証

3.1 品質保証

製造会社の品質保証証明書又はこれに準ずるものによる。

3.2 監督及び検査

契約担当官等が定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4 出荷条件

出荷条件は、次による。

4.1 納入区分

- a) ペール缶はJIS Z 1620 T形1種2号F級とし、ドラム缶はJIS Z 1601に規定するドラムタイプCのM級とする。

なお、天地巻締めについては、市販規格の多重巻きとする。

- b) ドラムは、自隊ドラム又は新ドラムとし、調達要領指定書で指定する。

なお、自隊ドラムの場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面は塗装するものとする。

- c) ドラムは、消防法の危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則及び船舶安全法の危険物船舶運送及び貯蔵規則に適合したものとする。

4.2 外装

商習慣による。ただし、ペール缶の場合は、NDS Z 0001による外面塗装は行わないものとする。

4.3 表示

外装の表示は、NDS Z 0001による。ただし、自衛隊の標識は“防衛省”に替えて表示する。またドラムの場合、内容物質量（N）、空ドラム質量（T）及び総質量（G）は、記載しないものとする。

4.4 納入単位

15℃における容量（L）とする。

5 その他の指示

契約の相手方は、物品番号が付与されていない場合は、C&LPS-Y00007の4.1.1に基づき類別原資料を提出するものとする。